

令和 7 年
第 3 回高浜市議会臨時会
議 案 書

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 4 月 22 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

以下別紙

高浜市専決第 2 号

専決処分書

高浜市税条例の一部改正について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市条例第 1 7 号

高浜市税条例の一部を改正する条例

高浜市税条例（昭和 2 9 年高浜町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 5 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ
最高出力が 4. 0 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0
0 円

第 8 0 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 7 5 条第 1 項第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の第 7 5 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 35 号

工事請負契約の変更について（追認）

次のとおり工事請負契約の変更について、追認の議決を求めるものとする。

令和 7 年 4 月 22 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 吉浜幼稚園長寿命化改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 変更前 2億4,892万3,400円（税込み）
変更後 2億5,634万4,000円（税込み） |
| 4 | 契約の相手方 | 愛知県高浜市二池町5丁目5番地7
都築建設工業株式会社
代表取締役 都築 実 |

提案理由

この案は、吉浜幼稚園長寿命化改修工事の変更契約について、高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決（追認）を経るためであります。